

さつまいもの病気に注意しましょう



近年、市内のさつまいも畑で「サツマイモ基腐病」等の土壌病害が発生しています。ほ場内での病害発生を防ぐため、今できる対策として次の事項を徹底してください。

- 薬剤散布は基腐病の発病を確認してからではなく植え付け35日目頃に1回目の散布を行うなど、予防防除の徹底
- 発病株を発見したら早急に抜き取り、ほ場外に持ち出すなど、拡大防止の徹底
- ほ場周辺への溝の設置、排水路の定期的な確認など、排水対策の徹底



市農政課 ☎ 0994-31-1117

環境にやさしい生活を気軽に始めてみませんか

私たちが住む地球は、様々な環境問題に直面しています。一人ひとりが、地球にやさしい生活を賢く選択することで、未来を変えることができます。気軽に始めることができ、家計にもやさしい取り組みを紹介します。

- クールビズ** 室温28℃でも快適に過ごせるよう、冷房を下げる前に衣服の軽装化に取り組みましょう。
- クールシェア** 複数のエアコン使用をやめ、一部屋に集まるなどして涼を分かち合いましょう。
- エコドライブ** 車の発進時は「最初の5秒で時速20km」を目安にゆるやかに加速しましょう。

市生活環境課 ☎ 0994-31-1115

風しんの定期予防接種(第5期)を無料で実施しています

平成31年4月から令和4年3月31日までの3年間、無料で抗体検査・予防接種が受けられるクーポン券を対象者へ送付していましたが、接種可能期間が延長されたため、未接種の人へ再度クーポン券を送付しています。

- 対象者** 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性
- 接種可能期限** 令和7年3月31日(月)まで



市保健相談センター ☎ 0994-41-2110

犬や猫のマイクロチップ情報の登録をしましょう



令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、ペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着と登録が義務付けられました。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、住所や氏名を登録する手続きが必要になります。また、他者から犬や猫を譲り受けた時には、できる限りマイクロチップを装着し、忘れずに登録しましょう。

なお、現在飼っている犬や猫へのマイクロチップの装着は、努力義務となります。



市生活環境課 ☎ 0994-31-1115

子宮頸がんワクチンの予防接種を受けられます

子宮頸がんワクチンの接種の推奨が、令和3年11月から再開されました。対象者には予診票を順次発送していますので、早めの予防接種を希望する人は、市保健相談センターにご連絡ください。

- 定期接種対象者** 小学6年生～高校1年生相当の年齢の女性
- 接種を控えた期間に該当する対象者** 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性 ※令和4年4月1日～令和7年3月31日(月)に3回接種可能

市保健相談センター ☎ 0994-41-2110

農薬は適正に使用しましょう



農薬の使用機会が多い6月から9月は、「鹿児島県農薬適正使用推進期間」です。農薬の適正な使用に努めましょう。

- 使用回数と量の削減** 病害虫に強い品種の選定や農薬以外の物理的防除を優先して行いましょう。
- 使用基準の順守** 農薬の使用前に、農薬に記載されている使用方法をよく読んで正しく使用しましょう。
- 事前周知** 農薬を散布する場合は、近隣の住民に対して事前の十分な周知を行いましょう。
- 飛散防止** 飛散しにくい農薬(粒剤等)を使用するなど、農薬の飛散防止に最大限配慮しましょう。

市農政課 ☎ 0994-31-1117

自衛隊入隊制度説明会を開催します

- 日時** 7月3日(日) ①10:00～11:30 ②13:00～14:30
7月10日(日) ①10:00～11:30 ②13:00～14:30
7月24日(日) ①10:00～11:30 ②13:00～14:30
- 場所** 鹿屋合同庁舎内自衛隊鹿児島地方協力本部鹿屋地域事務所(西原4丁目)
- 対象者** 令和5年4月1日時点で18歳以上33歳未満の人(高校卒業見込みの人を含む)

自衛隊鹿児島地方協力本部鹿屋地域事務所 ☎ 0994-42-4386

道路上の穴ぼこ等を見つけた場合は連絡してください

市では、歩行者や運転者が安全に道路を通行できるように道路の整備やパトロールを行い、随時点検補修を行っています。道路上に穴ぼこ等の損傷を見つけた場合は、市道路建設課(夜間・休日等は☎0994-43-2111)又は道路緊急ダイヤル(#9910)へ至急連絡してください。

※スマートフォンアプリ「かのやライフ」からも通報可能です。ぜひご活用ください。



▲「かのやライフ」ダウンロード



▲道路の異常箇所の例(穴ぼこ、蓋板割れ、ロードミラー倒れ)

土砂の流出防止にご協力ください

畑や荒地等の民有地から流出した土砂等で側溝が埋まり、排水機能が損なわれている場所があります。災害防止と生活環境向上のため、土地所有者及び土地管理者は、流出防止の処置や流出した土砂の除去等をお願いします。

安全な道路環境の維持に努めましょう

山林や個人宅から道路への樹木の張り出し、道路上の看板、プランター等により、歩行者や自動車等の通行に支障をきたす事例が多発しています。これらのことが原因で事故が発生した場合、所有者や占有者の責任を問われることがあります。

土地所有者は樹木の伐採や枝払い、設置物の撤去を行うなど、速やかに対応してください。



市道路建設課 ☎ 0994-31-1128

8月は国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証の更新時期です

- 8月1日(月)以降は、7月中に送付される国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証を使用してください
 - 国民健康保険被保険者証=新しい被保険者証(8月1日から有効のもの)を世帯主へ一括して郵送します。
 - 後期高齢者医療被保険者証=新しい被保険者証(8月1日から有効のもの)を郵送します。
- ※現在交付されている被保険者証の有効期限は7月31日(日)
- 被保険者証は「特定記録」にて送付します**
- ※簡易書留での郵送希望者は6月30日(木)までに連絡
※窓口での受け取り希望者は6月30日までに連絡し、7月13日(水)以降にお受け取りください。

市健康保険課 ☎ 0994-31-1162

国民健康保険税の特別徴収額を平準化します

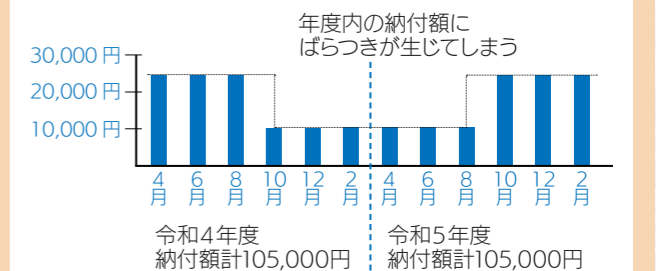
国民健康保険税の特別徴収(年金からの納付)は、納期の前半(4・6・8月)を仮徴収、後半(10・12月・翌年2月)を本徴収としています。

仮徴収は原則として前年度2月の税額と同額となるため、収入の変動などがあると仮徴収と本徴収の税額に差が出る場合があります。そこで令和4年度から、一定以上の差が生じる人については、納付額ができるだけ均等になるように8月に仮徴収額を調整します。

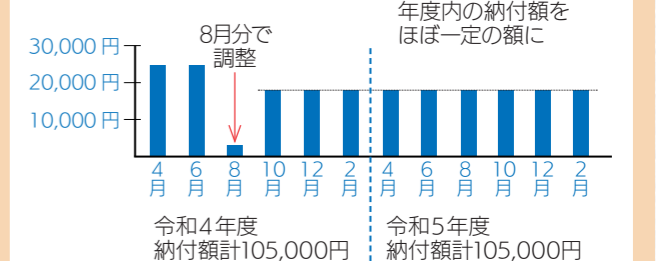
※平準化により年度の税額が変わることはありません。

また、このことによる手続きは不要です。

- 令和4～5年度の例
- 平準化しない場合



平準化した場合



市健康保険課 ☎ 0994-31-1162